

ベトナム産ティエウ種のれいしの生果実に関する植物検疫実施細則（令和元年12月13日 付け元消安第3903号消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
2 こん包及びこん包場所 (1) こん包 告示6の(1) <u>ア及び(2) ア</u>においてミカンコミバエ種群の侵入するおそれがないと認められる材料とあるのは、通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られているものとする。 (2) こん包場所 告示6の <u>(1) イ及び(2) イ</u>においてミカンコミバエ種群の侵入するおそれがないと認められる場所とあるのは、次の条件を満たすものとする。 ア～ウ （略） 3 くん蒸施設及びこん包場所の調査 (1) 植物防疫官は、告示3の(1)のくん蒸施設 <u>並びに</u> 告示6の <u>(1) イ及び(2) イ</u>のこん包場所について、それぞれ1及び2の(2)の条件を満たすものであることを確認するため、毎年、原則として、当該施設の使用開始前に調査を行うものとする。 ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。 (2)・(3) （略） 4 検査及び消毒の実施の確認 (1) 告示4の(1)の検査の実施の確認は、れいしの生果実のこん包数の5パーセント以上について、ベトナム植物防疫機関が行う検査に立ち会うことにより行うものとし、合わせて、告示6の(1) <u>ア及び(2) ア</u>のこん包について、ベトナム植物防疫機関による2の(1)の条件を満たしていることの確認が行われていることについても確認を行うものとする。 (2)～(4) （略）	2 こん包及びこん包場所 (1) こん包 告示6の(1)においてミカンコミバエ種群の侵入するおそれがないと認められ、<u>かつ</u>、通気性のある材料とあるのは、通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られているものとする。 (2) こん包場所 告示6の(2)においてミカンコミバエ種群の侵入するおそれがないと認められる場所とあるのは、次の条件を満たすものとする。 ア～ウ （略） 3 くん蒸施設及びこん包場所の調査 (1) 植物防疫官は、告示3の(1)のくん蒸施設 <u>及び</u> 告示6の(2)のこん包場所について、それぞれ1及び2の(2)の条件を満たすものであることを確認するため、毎年、原則として、当該施設の使用開始前に調査を行うものとする。 ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。 (2)・(3) （略） 4 検査及び消毒の実施の確認 (1) 告示4の(1)の検査の実施の確認は、れいしの生果実のこん包数の5パーセント以上について、ベトナム植物防疫機関が行う検査に立ち会うことにより行うものとし、合わせて、告示6の(1)のこん包について、ベトナム植物防疫機関による2の(1)の条件を満たしていることの確認が行われていることについても確認を行うものとする。 (2)～(4) （略）